

令和7年度（2025年度）菊池南部地域公共交通利用促進事業費補助金交付要項

（趣旨）

第1条 知事は、菊池南部地域の渋滞緩和を図るため、公共交通機関の利用促進に取り組む団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによるものとする。

（補助対象事業）

第2条 菊池南部地域の渋滞緩和に資する公共交通機関の利用促進に取り組む団体が実施する事業を補助対象事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）とする。

2 前項の補助対象事業は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- （1）県の他の補助事業として採択されていないこと。
- （2）県の他の補助事業の対象事業として当該年度に申請していないこと。
- （3）年度内に完了する事業であること。
- （4）他の団体又は個人に補助、助成、交付等を行う事業でないこと。

（補助対象事業者）

第3条 補助金の対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）都道府県税に未納がないこと、又は徴収猶予を受けていること。
- （2）熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に指定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費（補助金の交付の対象となる経費をいう。以下同じ。）は、別表に定める経費とする。

2 前項の補助対象経費には、次に掲げる経費は含まないものとする。

- （1）備品購入費
- （2）食糧費
- （3）補助事業者（補助金の交付の対象となる事業を行う者をいう。以下同じ。）の団体運営自体に要する人件費、光熱水費、家賃等

3 補助対象事業に次に掲げる収入がある場合は、補助対象経費から控除するものとする。

- （1）県以外の団体等からの補助金、交付金、助成金、賛助金等
- （2）入場料、参加料、売上金等の当該事業収入

（交付額）

第5条 この補助金の交付額は、別表に定める基準額と補助対象経費の実支出額から前条第3項の収入を控除した額とを比較して、少ない方の額を上限として予算の範囲内の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 規則第3条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業計画書（別記第1号の2様式）
- (2) 収支予算書（別記第1号の3様式）
- (3) その他参考となる資料

3 第1項の申請書及び前項の添付書類の提出期限は、別途通知するところとし、提出部数は、1部とする。

（決定の通知）

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

なお、補助金を交付しない場合は、別記第3号様式で通知する。

（交付決定の取消し及び返還命令）

第8条 知事は、交付申請者が偽りやその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（補助事業等の内容の変更）

第9条 規則第7条第1項に規定する補助金の内容等の変更事由は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の主要部分（事業内容）の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント以上の増減となる変更

2 規則第7条第1項に規定する変更申請書及び事業変更計画書は、別記第4号様式及び別記第4号の2様式によるものとし、収支予算に変更がある場合に限り、変更収支予算書（別記第4号の3様式）を添付する。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条に規定する内容等の変更の決定の通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（別記第5号様式）により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

（状況報告）

第11条 規則第11条の規定による状況報告は、知事が必要であると認めて指示をした場合に行うものとする。

（実績報告）

第12条 規則第13条の実績報告書は、別記第7号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業実績書（別記第7号の2様式）
- (2) 収支精算書及びその根拠資料（領収証等の写し。別記第7号の3様式）

(3) 配付資料、事業の完了を証するに足りる写真等

3 第1項の実績報告書及び添付書類の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月13日のいずれか早い日とし、その提出部数は、1部とする。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第8号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第14条 規則第16条第1項の請求書は、別記の第9号様式によるものとする。

(証拠書類の保管)

第15条 規則第23条に規定する証拠となる書類の保管期間は、5年とする。

(雑則)

第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和7年(2025年)4月7日から施行し、施行日から適用する。

別 表

基 準 額	補 助 対 象 経 費
1 団体当たりの年額 500,000円	公共交通機関利用促進事業を実施するために直接必要な経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料

別記第1号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号

熊本県知事 木村 敬 様

住所
(申請者)
氏名

年度（ 年度）菊池南部地域公共交通利用促進事業費補助金交付申請書
このことについて、別紙のとおり菊池南部地域公共交通利用促進事業を実施したいの
で、補助金として、金 円を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第3
条及び令和 年度（ 年度）菊池南部地域公共交通利用促進事業費補助金交付要項
第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 団体名

2 事業名

3 関係書類

- ・事業計画書 別記第1号の2様式
- ・収支予算書 別記第1号の3様式
- ・その他参考となる資料

書類の提出方法	紙・電子メール・ファクシミリ		
書類発行責任者		電話番号	
担当者		電話番号	

別記第1号の2様式（第6条関係）

事業計画書

団体名	
事業名	
実施日 (実施期間)	
実施場所	
対象者	
対象者数	名
事業を計画する理由	
事業内容	
期待できる成果	

※ いずれも欄が不足する場合は、適宜別紙（A4サイズ）を添付してください。

別記第2号様式（第7条関係）

第 年 月 日
第 年 月 日

様

熊本県知事 木村 敬

令和 年度（ 年度）菊池南部地域公共交通利用促進事業費補助金
交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のありました令和 年度（ 年度）
菊池南部地域公共交通利用促進事業費補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条
の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定によ
り通知します。

交付決定額 金 記
円

別記第3号様式（第7条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

熊本県知事 木村 敬

令和 年度（ 年度）菊池南部地域公共交通利用促進事業費補助金
の不交付について

令和 年 月 日付け 第 号で申請のありました令和 年度（ 年度）
年度菊池南部地域公共交通利用促進事業費補助金については、下記のとおり交付しないこ
ととしましたので、通知します。

記

交付しない理由

別記第4号様式（第9条関係）

第 年 月 号

熊本県知事 木村 敬 様

住所
(申請者)
氏名

令和 年度（ 年度）年度菊池南部地域公共交通利用促進事業費補助
金変更申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった令和 年度
(年度) 菊池南部地域公共交通利用促進事業費補助金に係る事業を下記のとおり
変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び令和 年度（ 年度）菊池南
部地域公共交通利用促進事業費補助金交付要項第9条の規定により関係書類を添えて提
出します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
(前回までの交付決定額 金 円)
- 2 計画変更の理由

添付書類

- 1 事業変更計画書 別記第4号の2様式
- 2 変更収支予算書 別記第4号の3様式
- 3 その他参考となる資料

書類の提出方法	紙・電子メール・ファクシミリ
---------	----------------

書類発行責任者		電話番号	
担当者		電話番号	

別記第4号の2様式（第9条関係）

事業変更計画書

1 変更理由

--

2 事業概要

団体名		
	変更前	変更後
事業名		
実施日 (実施期間)		
実施場所		
対象者		
対象者数	名	名
事業内容		
期待できる成果		

※ いずれも欄が不足する場合は、適宜別紙（A4サイズ）を添付してください。

別記第5号様式（第9条関係）

第 年 月 日
第 年 月 日

様

熊本県知事 木村 敬

令和 年度（ 年度）年度菊池南部地域公共交通利用促進事業費補助
金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のありました令和 年度
（ 年度）菊池南部地域公共交通利用促進事業費補助金に係る事業の計画変更につ
いては、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認し、令和 年度
（ 年度）菊池南部地域公共交通利用促進事業費補助金 円（前
回までの交付決定額金 円）に変更することに決定しましたので、同条第
3項において準用する同規則第6条の規定により通知します。

別記第6号様式（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

熊本県知事 木村 敬

令和 年度（ 年度）菊池南部地域公共交通利用促進事業費補助金計
画変更承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のありました令和 年度（ 年
度）菊池南部地域公共交通利用促進事業費補助金に係る事業の計画変更については、熊本
県補助金等交付規則第7条第2項の規定により、承認しましたので、同条第3項において
準用する同規則第6条の規定により通知します。

別記第7号様式（第12条関係）

第 年 月 日

熊本県知事 木村 敬 様

住所
(申請者)
氏名

令和 年度（ 年度）菊池南部地域公共交通利用促進事業費補助金に
係る事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号の交付決定に基づき令和 年度（ 年
度）菊池南部地域公共交通利用促進事業費補助金に係る事業を実施したので、熊本県補助
金等交付規則第13条及び令和 年度（ 年度）菊池南部地域公共交通利用促進事
業費補助金交付要項第12条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

添付書類

- | | |
|--------------------------|-----------|
| 1 事業実績書 | 別記第7号の2様式 |
| 2 収支精算書及びその根拠資料（領収証等の写し） | 別記第7号の3様式 |
| 3 その他参考となる資料 | |

書類の提出方法	紙・電子メール・ファクシミリ		
書類発行責任者		電話番号	
担当者		電話番号	

別記第7号の2様式（第12条関係）

事業実績書

団体名	
事業名	
実施日	
実施場所	
対象者	
対象者数	名
事業内容	
事業で得られた成果	

※ いずれも欄が不足する場合は、適宜別紙（A4サイズ）を添付してください。

別記第8号様式（第13条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

熊本県知事 木村 敬

令和 年度（ 年度）菊池南部地域公共交通利用促進事業費補助金
交付確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定しました令和 年度（ 年
度）菊池南部地域公共交通利用促進事業費補助金については、熊本県補助金等交付規則第
14条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

別記第9号様式（第14条関係）

令和 年度（ 年度）菊池南部地域公共交通利用促進事業費補助金
交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で確定の通知があった令和 年度
（ 年度）菊池南部地域公共交通利用促進事業費補助金として、下記の金額を交付
されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び令和 年度（ 年度）菊池南部地
域公共交通利用促進事業費補助金交付要項第14条の規定により、請求します。

記

請求額 金 円

補助金振込先	金融機関名	〇〇銀行〇〇支店
	預金種目	1 普通 2 当座 いずれかに○
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義	()

年 月 日

補助事業者 住所
氏名

熊本県知事 木村 敬 様